

2016年4月8日

持株会社体制移行に伴う会社分割並びに定款変更

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎、以下「当社」）は、2015年5月15日に公表しましたとおり、持株会社体制への移行に向けた準備を継続しておりますが、本日開催の取締役会において、当社が営む国内生命保険事業を、2016年4月1日に設立した当社100%出資の「第一生命分割準備株式会社（2016年10月1日付で「第一生命保険株式会社」に商号変更予定）」に承継させることを決議し、承継会社との間で吸収分割契約を締結しましたのでお知らせします（以下「本件吸収分割」）。本件吸収分割の効力発生日は、2016年10月1日を予定しています。

本件吸収分割並びに定款変更（商号・事業目的の変更等）の効力発生については、2016年6月下旬開催予定の第6期定時株主総会における関連議案の承認および当局による許認可等が条件となります。

本件吸収分割後の当社は、2016年10月1日付で持株会社となり、「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、事業目的をグループ会社の経営管理等に変更する予定です。

なお、本件吸収分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

I. 持株会社移行のための会社分割

1. 本件吸収分割の背景・目的

これまで当社では、国内生命保険市場でのシェア拡大に向けた成長戦略を展開するとともに、海外生命保険市場における事業展開の加速・利益貢献の拡大を目指した施策を実施してきました。

また、グループ運営を強化する枠組みとして、2012年5月15日付で既存の組織をベースとした「グループ経営本部」を設置していますが、2015-2017年度中期経営計画「D-Ambitious」の期間中である2016年10月に持株会社体制へ移行し、①グループベースでの柔軟な経営資源配分、②傘下会社での迅速な意思決定に資するガバナンス体制の構築、③グループ運営スタイルの抜本的変革を通じて、グループ各社のマルチブランド戦略の展開とグループ総合力の最大化を実現します。

当社は、この持株会社体制への移行を機に2010年4月の株式会社化・上場続く“新創業第2ステージ”をスタートし、監査等委員会設置会社への移行（※）と併せ、グループを挙げて更なる成長加速に取り組んでいきます。

（※）2016年3月29日付プレスリリース「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社および承継会社）	2016年4月8日
吸収分割契約締結	2016年4月8日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	2016年6月下旬（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2016年6月下旬（予定）
吸収分割効力発生日	2016年10月1日（予定）

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である第一生命分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は普通株式5,990株を発行し、その総数を当社に対して割当交付します。

(4) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権の取扱いについて、本件吸収分割による変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本件吸収分割により減少する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

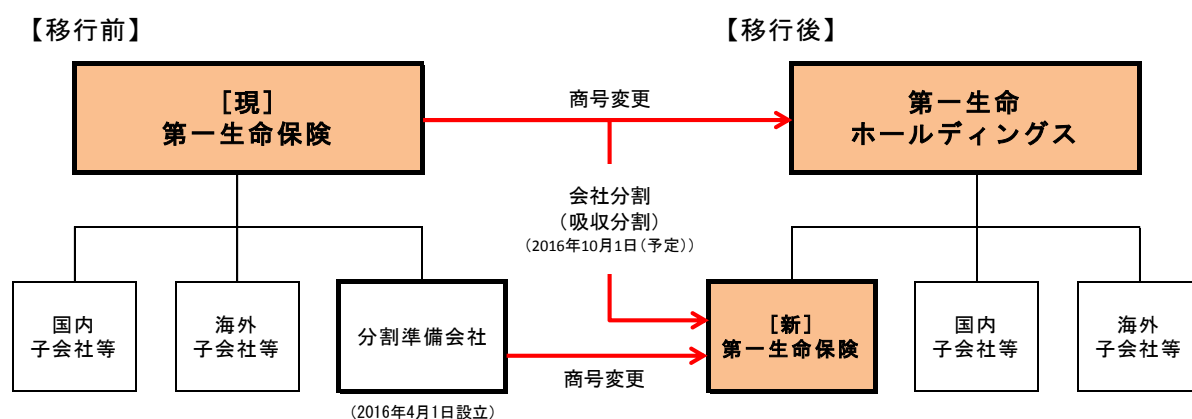
本件吸収分割により、承継会社は、効力発生日において当社に属する国内生命保険事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（本件吸収分割契約に別段の定めのあるものを除きます。）を承継します（※）。なお、承継会社が承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

（※）外貨建永久劣後特約付社債および永久劣後特約付借入金は承継会社に承継されます。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社および承継会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しています。

(参 考) 持株会社体制への移行イメージ



3. 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2016年3月31日現在)	承継会社 (2016年4月1日現在)																				
(1) 商号 ※1,2	第一生命保険株式会社	第一生命分割準備株式会社																				
(2) 所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号																				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 光一郎	代表取締役 河添 祐司																				
(4) 事業内容	生命保険業	生命保険業の準備に伴う事業等																				
(5) 資本金 ※3	343,146百万円	100百万円																				
(6) 設立年月日	1902年9月15日	2016年4月1日																				
(7) 発行済株式数 ※3	1,198,023,000株	10株																				
(8) 決算期	3月31日	3月31日																				
(9) 大株主および持株比率 ※3	<table border="0"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス</td> <td>4.96%</td> </tr> <tr> <td>信託銀行株式会社(信託口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託</td> <td>4.25%</td> </tr> <tr> <td>銀行株式会社(信託口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>3.75%</td> </tr> <tr> <td>BNY GCM CLIENT ACCOUNT</td> <td>3.70%</td> </tr> <tr> <td>JPRD AC ISG (FE-AC)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>THE BANK OF NEW YORK</td> <td>2.62%</td> </tr> <tr> <td>MELLON SA/NV 10</td> <td></td> </tr> </table>	日本トラスティ・サービス	4.96%	信託銀行株式会社(信託口)		日本マスタートラスト信託	4.25%	銀行株式会社(信託口)		株式会社みずほ銀行	3.75%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT	3.70%	JPRD AC ISG (FE-AC)		THE BANK OF NEW YORK	2.62%	MELLON SA/NV 10		<table border="0"> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>100%</td> </tr> </table>	第一生命保険株式会社	100%
日本トラスティ・サービス	4.96%																					
信託銀行株式会社(信託口)																						
日本マスタートラスト信託	4.25%																					
銀行株式会社(信託口)																						
株式会社みずほ銀行	3.75%																					
BNY GCM CLIENT ACCOUNT	3.70%																					
JPRD AC ISG (FE-AC)																						
THE BANK OF NEW YORK	2.62%																					
MELLON SA/NV 10																						
第一生命保険株式会社	100%																					

	分割会社 (2016年3月31日現在)	承継会社 (2016年4月1日現在)
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績		
	2015年3月期(連結)	
純資産	3,589,927百万円	
総資産	49,837,202百万円	
1株当たり純資産	3,012.46円	
経常収益	7,252,242百万円	
経常利益	406,842百万円	
当期純利益	142,476百万円	
1株当たり当期純利益	124.94円	

- ※1 分割会社は、2016年10月1日付で「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更予定。
 ※2 承継会社は、2016年10月1日付で「第一生命保険株式会社」に商号変更予定。
 ※3 分割会社は、2015年9月30日現在。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社の営む一切の事業(ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配および管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く。)

(2) 分割する部門の経営成績(2015年3月期)

	分割対象事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a/b)
経常収益	47,959億円	47,984億円	99.9%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額(2015年3月31日現在)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
合計	357,411億円	合計	332,247億円

(注) 上記金額は2015年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する資産、負債については、上記金額に本件吸収分割効力発生日までの増減を加味した上で確定いたします。

5. 本件吸収分割後の分割会社の状況（2016年10月1日現在（予定））

分割会社	
(1) 商号	第一生命ホールディングス株式会社 ※ 2016年10月1日付で、現在の「第一生命保険株式会社」から 商号変更予定
(2) 所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
分割会社	
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等
(5) 資本金	343,146百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（2016年10月1日現在（予定））

承継会社	
(1) 商号	第一生命保険株式会社 ※ 2016年10月1日付で、現在の「第一生命分割準備株式会社」から 商号変更予定
(2) 所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	生命保険業
(5) 資本金	60,000百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

なお、本件吸収分割により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入などが中心となり、また、当社の費用は持株会社としての機能にかかわるものが中心となる予定です。

II. 定款の変更

1. 目的

監査等委員会設置会社への移行並びに持株会社体制への移行に伴い、当社の組織体制、商号、事業目的を変更するものです。なお、本定款変更は、本件吸収分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日（2016年10月1日予定）に効力が生じるものとします。

2. 内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、 <u>第一生命保険株式会社</u> と称し、英文では、 <u>The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited</u> と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>第一生命ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Dai-ichi Life Holdings, Inc.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。	第 2 条 当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。
(1) <u>生命保険業</u>	(1) <u>生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</u>
<u>(2) 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務</u>	(削除)
<u>(3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務</u>	(削除)
(4) <u>その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項</u>	(2) <u>その他前号の業務に付帯する業務</u>
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。	第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章・第3章・第4章 第6条～第23条 (条文省略)</p> <p>第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第24条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第25条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第26条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第2章・第3章・第4章 第6条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第24条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)は、<u>15</u>名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第25条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(<u>指名諮問委員会</u>) 第26条 当社は、<u>取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を置く。</u> <u>2. 指名諮問委員会は、取締役会に提出する監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任および解任に関する議案の内容を審議し、取締役会は、指名諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</u> <u>3. 指名諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期) 第27条 取締役(<u>監査等委員である者を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役<u>の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 28 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、<u>取締役副会長若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 29 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の 3 日前までに発するものとする。</u>ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 30 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 31 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 34 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(報酬諮問委員会)</u></p> <p>第 35 条 当会社は、<u>取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を置く。</u></p> <p><u>2. 報酬諮問委員会は、取締役会に提出する取締役の報酬等に関する議案の内容および監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会は、報酬諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除・限定)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>3. 報酬諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の責任免除・限定)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>(委員会運営規程)</u></p> <p><u>第 37 条 指名諮問委員会および報酬諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める委員会運営規程による。</u></p> <p>第 6 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第 38 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第 39 条 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 40 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 34 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u> 第 35 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第 37 条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮がされない限り、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役および常任監査役)</u> 第 38 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。 2. 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 41 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除・限定)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定め</p>	<p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会 の同意を得て取締役会の決議によって</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 46 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 契約者配当</p> <p>(契約者配当に係る方針)</p> <p>第 50 条 当社は、契約者配当を行う保険契約に関し、契約者配当を分配するための準備金として、<u>契約者配当準備金を毎事業年度末日に積み立てる。</u></p> <p>2. <u>前項の契約者配当準備金への繰入額は、当該事業年度末日における契約者配当の対象となる金額に一定の比率を乗じた額以上の額であることを要するものとする。契約者配当の対象となる金額は、保険契約に係る損益のうち、契約者配当を行う保険契約を区分して計算した当期純利益 (ただし、契約者配当準備金への繰入額を計上する前の金額とする。) 相当額から、当該区分における (イ) 会社法および法務省令において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額ならびに (ロ) 契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合における当該取崩額を控除した金額とする。</u></p> <p>3. <u>前項の一定の比率は、保険業法第 55 条の 2 第 2 項および第 3 項の規定に基づき保険業法施行規則で定められる比率とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑 則</p> <p>(組織変更剰余金額)</p> <p>第 51 条 当社の組織変更剰余金額は、<u>117,776,282,862 円とする。なお、組織変更剰余金額は、保険業法上の所定の手続き</u></p>	<p>定める。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 45 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>を経ることにより、減額することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 削除</u></p> <p><u>第 2 条 削除</u></p> <p><u>第 3 条 削除</u></p> <p><u>(監査役の報酬等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 4 条 第 41 条の規定にかかわらず、監査役の報酬等は、株主総会において別段の決議がされない限り、年額 1 億 6,800 万円以内とする。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、監査役の報酬等に関する議案が承認された株主総会のうち最初のものの終結の時をもって自動的に削除される。</u></p> <p><u>第 5 条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 6 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第 2 条 本定款変更の効力発生日は、平成 28 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、前項の効力発生日の経過をもって自動的に削除される。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2016 年 6 月下旬 (予定)

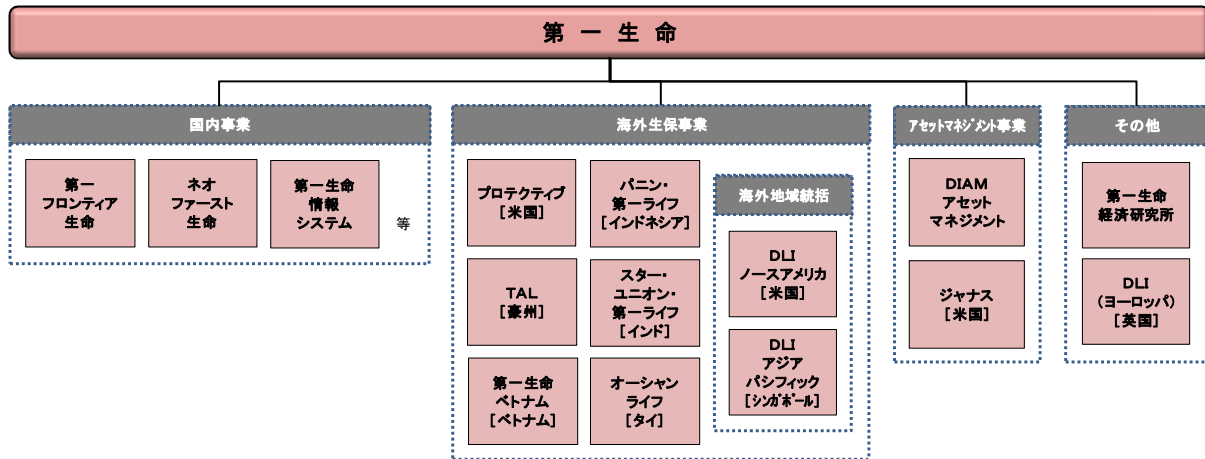
定款変更の効力発生日

2016 年 10 月 1 日 (予定)

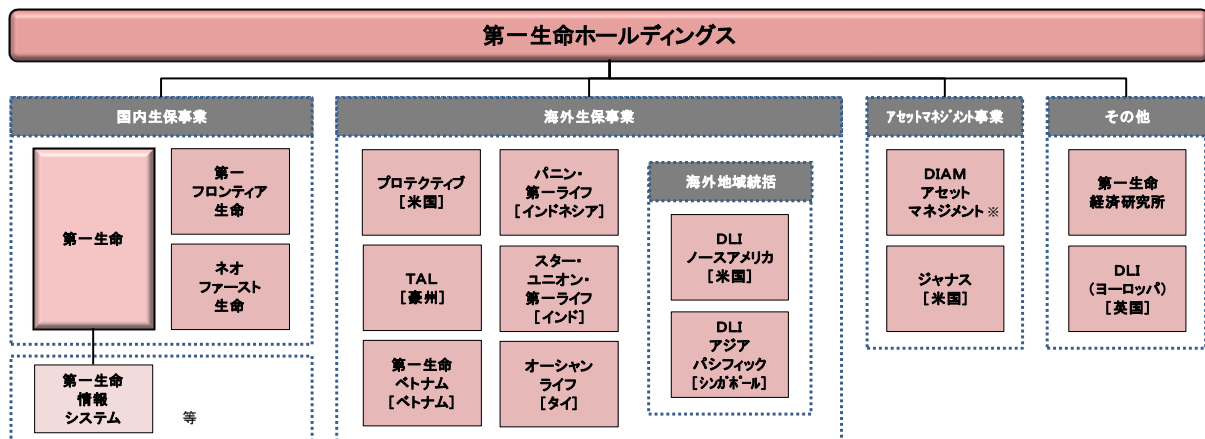
以上

(参 考) 持株会社体制移行後のグループ体制について (イメージ)

【移行前】



【移行後】



※2016年10月1日付統合により「アセットマネジメント One」となる予定